

## あいち技能伝承バンク設置要領

### (目的)

第1条 少子高齢化を背景に人手不足感が顕著化となり、生産性向上や長時間労働の是正など、働き方改革が推し進められている。また、若者のモノづくり離れの傾向も懸念され、モノづくりの基盤を支える技術者・技能者の維持・向上が喫緊の課題となっている。このため、中小企業の従業員（外国人技能実習生を含む。）及び高校生等の技能向上や、各種技能競技大会に出場する選手の強化を図るため、指導力に優れた企業OB等の熟練技能者を講師「あいち技の伝承士」として登録する「あいち技能伝承バンク」を愛知県労働局産業人材育成課（以下「産業人材育成課」という。）に設置する。

### (「あいち技の伝承士」認定の基準)

第2条 次のすべてに該当する場合は、「あいち技の伝承士」として認定する。

- (1) 愛知県に在住又は愛知県内の事業所に勤務している者
- (2) ものづくり分野における後進の技能指導に意欲的で、現場での指導実績があり、中小企業等への派遣指導に協力できる者
- (3) 派遣指導を個人として引き受けられる者

### (認定・登録・再交付の方法)

第3条 登録を希望する者は、産業人材育成課によるヒアリングを経て、あいち技能伝承バンク登録申請書（様式1号）（以下「登録申請書」という。）を愛知県に提出する。

- 2 愛知県は、登録申請書が第2条の認定の基準に適合する場合、「あいち技の伝承士」として認定し、登録する。なお、登録期間は登録から3年が経過する日が属する年度の年度末までとする。
- 3 愛知県は、申請者に対して、前項による認定結果を通知する。
- 4 愛知県は、第3条第2項により登録した者（以下「登録者」という。）に「あいち技の伝承士認定証」（様式2号）（以下「認定証」という。）を交付する。
- 5 登録者は、認定証を亡失等した場合は、再交付申請書（様式5号）を愛知県に提出し、愛知県は、認定証の再交付を行う。

### (登録の変更及び更新)

第4条 登録者は、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、登録申請書により変更申請を行う。

- 2 登録者は、更新を行う場合、登録期間が終了する年度の2月末までに登録申請書を愛知県に提出する。愛知県は、第3条第2項から第4項までの手続きを行う。

(登録の解除)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、登録を解除する。

- (1) 本人より登録解除の申し出があったとき
- (2) 今後の活動が見込めないと愛知県が認めたとき
- (3) 目的を逸脱した行為を行うなど、「あいち技の伝承士」としてふさわしくないと愛知県が認めたとき

(「あいち技の伝承士」の活動内容)

第6条 登録者は、愛知県内の中小企業や工業高校等（以下「バンク利用者」という。）からの実技指導に係る講師について依頼があったときは、協力するよう努めるものとする。なお、実技指導の過程において知り得た情報については、他に漏らしてはならない。

(実技指導の依頼)

- 第7条 バンク利用者が実技指導の講師の紹介を受けようとするときは、あいち技能伝承バンク利用相談シート（講師紹介用）（様式3号）を産業人材育成課内に設置する愛知県産業人材育成支援センター（以下「産業人材育成支援センター」という。）に提出し、事前相談を行う。
- 2 バンク利用者は、産業人材育成支援センターから紹介された講師との指導条件が決定し、講師紹介が成立した場合は、実技指導の事前及び事後において、あいち技能伝承バンク講師紹介実施計画書兼実施結果報告書（様式4号）を産業人材育成支援センターに提出する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 この要領に基づき提出された個人情報については、愛知県個人情報保護条例（平成16年12月21日愛知県条例第66号）および関係法令に基づき、適正に取り扱う。ただし、本人の公開の同意を得た情報については、必要な範囲において公開する。

附 則

この要領は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 9 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。